

軽度者への福祉用具の例外給付について

1 軽度者への福祉用具の例外給付について

軽度者（要支援 1・2、要介護 1）に対する福祉用具貸与については、車椅子等の種目は原則保険給付の対象外となりますが、様々な疾患などによって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に福祉用具の貸与が認められています。また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護 2 及び要介護 3 の者であっても、原則保険給付の対象外となりますが、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に給付が認められます。

軽度者に対し、福祉用具貸与の例外給付を行う場合には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」）が適切な手順により、利用者の状態像や福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

対象外種目
・ 車いす及び車いす付属品
・ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
・ 床ずれ防止用具及び体位変換器
・ 認知症老人徘徊感知機器
・ 移動用リフト（つり具部分を除く）
・ 自動排泄処理装置（要介護 3 以下は原則貸与不可）

2 軽度者に対する福祉用具の例外給付の判断基準

軽度者に該当する者に対しても、利用者の状態像から上記対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能となります。福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については、下記のとおりとなります。

- (1) 次の表の定めるところにより、調査票の基本調査を用い、貸与基準とします。認定調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が可能です。

【表 1】《老企第 3 6 号第 2 の 9 (2) の①のアの表》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1 - 7 「3. できない」 ※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 4 「3. できない」 基本調査 1 - 3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3 - 1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査 3 - 2 ~ 基本調査 3 - 7 のいずれか「2. できない」 又は基本調査 3 - 8 ~ 基本調査 4 - 1 5 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2 - 2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1 - 8 「3. できない」 基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」 ※

カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」
---------------	--	--

※アの(二)、オの(三)については、該当する認定調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員が判断します。

(2) 表1の対象にならない者についても、次の表2の①～③の条件を満たすことで、例外的に福祉用具の算定が可能です。

【表2】

<p>①医師の医学的な所見に基づき、利用者の状態像の表の i) から iii) までのいずれかに当てはまると判断されている。 ※多古町における医学的な所見の確認方法は、原則として下記の(1)、(2)いずれかとする。 (1)要介護認定の主治医意見書(写) (2)主治医の意見(医学的な所見)</p> <p>②サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。</p> <p>③上記①②について、多古町より確認書の発行を受けている。</p>
--

【利用者の状態像】

<p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象</p>
<p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者 例：ガン末期の急速な状態悪化</p>
<p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避</p>

3. 多古町への申請手続き方法

(1) 利用者の状態の確認

ケアマネジャー等は、利用者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象者とすべき状態像」(表1または利用者の状態像)に該当する可能性があり、かつ、福祉用具が利用者の自立支援に効果的であることを確認してください。



(2) 医師に対する意見照会

ケアマネジャー等が、上記(1)により福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、医師に対する意見照会として、「要介護認定の主治医意見書(写)」又は「医師の医学的所見」を入手します。



(3) サービス担当者会議の開催

ケアマネジャー等は、サービス担当者会議を開催し、医師の意見(医学的な所見)を参考に福祉用具の例外給付が自立支援に役立つかを検討し、例外給付が必要と判断した場合にケアプランを作成します。また、適切なケアマネジメント結果を踏まえた記録(サービス担当者会議の要点)も作成します。サービス担当者会議の要点には、検討の結果として具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていることが重要です。



(4) 多古町による確認

ケアマネジャー等は下記①～④の書類を多古町保健福祉課介護保険係まで提出してください。多古町では、書類の内容等を確認後、ケアマネジャー等へ「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について(通知)」を発行します(受付から一週間を目安に発行いたします)。

- ①「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について(依頼)」
- ②「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」(写)

③ケアプラン1表2表（介護予防ケアプラン）

④医学的所見に係る意見書（表2の手続きで確認を求める場合、添付を要す）

※介護報酬の算定が可能（利用開始日）になるのは、多古町への確認日（書類提出日）以降です。ただし、介護認定の決定が様々な事情により遅れる場合は、事前にご相談いただければ認定日に遡って、確認書を作成することができる場合があります。



(5) 定期的な評価

ケアマネジャー等は、要介護1の利用者には月1回のモニタリングで、要支援1・2の利用者には介護予防ケアプランの評価（最長6ヶ月）にて、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証してください。継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合は、その理由をケアプランに記載します。モニタリングや評価のたびに、多古町への確認依頼は必要ありません。但し、介護認定更新認定時や区分変更認定時には多古町への確認を行ってください。

4 利用者の身体状況の変化等について

対象外種目の貸与を受けている場合、以下のいずれかの変更があった場合には、再度多古町による確認を受けてください。

1. 医学的見地に基づくケアマネジャー等が判断した利用者の状態像の i) から iii) に変更が生じたとき
2. 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき
ただし、同一品目における変更等軽易なものについてであり、かつ、当該変更等が被保険者の身体状況や介護状況の変化に起因するものでない場合は不要とします。
3. 当該被保険者が更新申請・区分変更を受けたとき